

【住所地特例対象者の取扱い等について】

★住所地特例とは・・・

介護保険制度においては、65歳以上の者及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者は、住所地の区市町村が実施する介護保険の被保険者となるのが原則ですが、住所地特例対象施設（※）に入所又は入居し、その施設の所在地に住所を移した者については、例外として施設入所（居）前の住所地の区市町村（保険者）が実施する介護保険の被保険者になります。これを住所地特例といい、施設所在地の区市町村の財政負担が集中するのを防ぐ目的で設けられた制度です。

（※）介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）、特定施設（有料老人ホーム、軽費老人ホーム、一部のサービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム）

- ★ケアマネジメント・サービスの実施：住所地特例対象の施設がある自治体の事業者
- ★ケアマネジメント・サービスコード：住所地特例対象の施設がある自治体のもの
- ★ケアマネジメント費の支払い（都外）：年に1回財政調整により、国保連を通して保険者である自治体が住所地特例対象の施設がある自治体に支払う。
- ★ケアマネジメント費(都内)・サービス費の支払い：保険者である自治体が国保連を通して事業所に支払う。

ケアマネジメント費の支払い（都外）

豊島区が高齢者総合相談センターにマネジメント費を直接支払います。

【提出書類】①介護予防ケアマネジメント請求書 ②給付管理票の写し

★介護予防ケアマネジメント負担金に係る財政調整とは・・・

住所地特例対象者に係る介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントに要した費用については、施設所在保険者が地域包括支援センターに直接支払うものとなります。

この場合、「指定事業者による提供サービス」とは異なる仕組みが必要となることから、年1回、施設所在保険者からの報告に基づき、全国の保険者で一括して財政調整を行う仕組みを設けています。

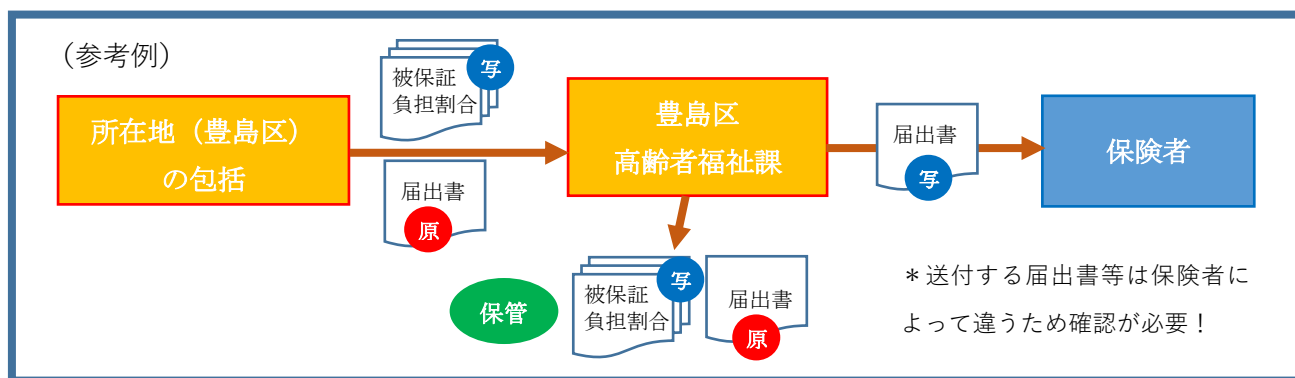
1月サービス分から12月サービス分までを対象とし、国が定めた単価（一律4,310円）で調整を行います。

*12月サービス分までを対象とし、2月頃財政調整を行うため、12月サービス分の請求

が発生した場合はすみやかに高齢者福祉課に請求書を提出してください。

【住所地特例対象者の介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書の取り扱い等について】

保険者：区外全て／住所地特例施設：豊島区の時は、施設所在保険者（豊島区）から区外の保険者に介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書を送付する必要があります。



- ① 施設所在地（豊島区）の高齢者総合相談センターは「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（原本）」と「被保険者証」「負担割合証」を高齢者福祉課に送付してください。

* 施設所在保険者（豊島区）の確認印が必要ですので、直接保険者へ送付しないでください。

- ② 施設所在保険者（豊島区）から「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」等を保険者の自治体に送付します。

【注意事項】

保険者によって必要書類が異なりますので、高齢者総合相談センターの担当者が保険者に問い合わせて、高齢者福祉課に送付いただいても構いませんが、高齢者福祉課から保険者に確認をすることもできますので、ご相談ください。